

労働保険のお知らせ

平成21年度から
労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新は、
6月1日 ~ 7月10日 です。

保険料の算定期間(4月1日~翌年3月31日)に変更はありません。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

年度更新申告書は、5月末ごろに発送する予定です。

正しい申告のために……………早めに準備を。

お問い合わせは、

神奈川労働局労働保険適用室

適用第1係・第2係(労災・雇用保険及び労災保険のみ)・・・ 045-650-2803

適用第3係(雇用保険のみ)…………… 045-650-2865

平成21年度の雇用保険料率について

雇用保険料率表(平成21年4月1日改定)

事業の種類		平成21年 4月1日以降	平成21年 3月31日まで
1	2及び3以外の事業	11/1000 (4/1000)	15/1000 (6/1000)
2	○ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の植栽、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農業の事業(園芸サービスの事業を除く。) ○ 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。) ○ 清酒の製造の事業	13/1000 (5/1000)	17/1000 (7/1000)
3	土木、建築その他工作物の建築、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその他準備の事業	14/1000 (5/1000)	18/1000 (7/1000)

○ **太枠**の雇用保険料率については、平成21年4月1日以降対象となるため**平成21年度概算保険料**からの適用になります。

○ () は被保険者の方が負担する料率です。